京大生のアルバイトを募集されたい企業等の方へ

<アルバイト募集においての注意事項>

(1)求人内容について当方が定める制限職種に該当すると思われる場合、情報記載が不十分な場合などは、 その旨ご連絡の上、掲載を見合わせることがあります。

(2)当方 HP 内の「アルバイト求人ページ」と時計台記念館地下の掲示板へ掲載します。ただし、掲示スペースに空きがない場合は空き次第の掲示となりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 「求人票」を見た学生が、直接求人元様に電話でご連絡します。その後は必要に応じて面接などを行い、契約内容を確認して採用をお決めください。
※注意　募集にあたり、事前に必要以上の個人情報を求める等の行為はご遠慮ください。
（例）事前に履歴書情報、連絡先、住所、生年月日、写真等を送付させる等の行為
また、応募書類の際の個人情報についても、不採用の場合は必ず学生本人へのご返却をお願いいたします。

(4) 当方からは、「求人票」を掲載すると同時に、求人元様へ掲載や管理の作業実費（6,600 円税込）に係る請求書をお送りしますので、応募の有無にかかわりなく、請求書到着後 1 週間以内にお支払いください。

(5) 当方は応募する学生と直接の接点を持ちません。公開の HP 上、または時計台記念館地下の専用掲示板で「求人票」を見た学生が直接応募する仕組みですので、契約等は労働法規に基づき応募した学生と直接行ってください。
※注意　アルバイトにも労働関係の法令が適用されます。
採用の際、労働契約書または労働条件通知書にて労働条件を明示することは労働基準法により義務付けられています。
「求人内容と実際の仕事、条件が違う」「労働条件の明示がなかった」等の苦情が学生から寄せられた場合は、以降の掲載を停止させて頂きます。

【令和 6 年 10 月 1 日より労働者の最低賃金が変更になりました】

京都府最低賃金

京都府最低賃金 （地域別最低賃金）	時間額 1,058 円
発効年月日	令和 6 年 10 月 1 日

備考：滋賀県 1017 円、大阪府 1114 円、兵庫県 1052 円、奈良県 986 円、和歌山県 980 円
京都府最低賃金は京都府内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトも含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
京都労働局ＨＰ：https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/